

重要事項説明書 別添 2

景翠会では令和 7 年 8 月より「重要事項説明書」の運用に関して、職員間、ご利用者様対応におけるハラスメント防止の観点から、以下の通り変更・改定を行うこととなりました。

(ハラスメントの防止・対応)第 16 条

事業所は適切な介護支援サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

従業員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等により適切なサービスを提供できないと認められる場合はサービスを中断・休止させていただくことがあります。

また、適切なサービス提供ができる見込みがないと判断されるときは、契約を解除させていただきます。

○暴力行為や、物を投げる、危険物を向ける、怒鳴る・大声を発する、中傷・名誉棄損・侮辱行為などの職員に対する身体的・精神的な攻撃

○性的な嫌がらせ

・性的な行動(性的な関係の強要、必要のない身体への接触、わいせつな図画等を見せることなど)

○職員の連絡先等の開示要求、職員へのつきまとい行為

○介護保険として提供可能な範囲を超えるサービス提供の要求や、サービス利用に関する助言や相談の申入れ等を理由なく拒否する・全く反応しないことなど、事業所による利用者への適切なサービス提供を著しく阻害する行為。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

別添 3

災害時の対応について ～ご利用者の皆様へお願い～

けいすい訪問看護ステーション逗子

2026 年 1 月末日

当ステーションでは自然災害の際にもできる限り訪問が継続できるよう、常日頃から準備や研修を行っておりますが、道路状況や交通事情等により訪問時間に間に合わないこと、また、職員の安全が確保されない場合や訪問看護困難と判断される場合には、訪問ができないことや訪問時間途中であってもやむを得ず退室することがあります。

訪問が困難である場合はできる限りご連絡をいたしますが、災害による被害状況や通信状況によっては連絡がつかないこともあります。

当ステーションでは利用者様それぞれの避難場所を確認・提示することや避難場所への誘導は出来かねますので、あらかじめ、ご本人とご家族やご近所の方と災害時の対応をどうするのか、避難場所はどこか等、話し合いをしていただき対応策を検討していただきますようお願いいたします。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。